

(平成24年10月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成7年3月から同年9月までは44万円、同年10月から9年3月までは47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月1日から9年4月1日まで

ねんきん定期便を見て、A有限会社において厚生年金保険に加入した期間のうち申立期間の標準報酬月額が9万2,000円と少ないことに気がついたが、そのような低額であったことはないので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、A有限会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成9年4月1日より後の同年4月7日付けで、申立人の標準報酬月額が、7年3月から同年9月までは44万円から、また、同年10月から9年3月までは47万円から、それぞれ9万2,000円に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

一方、A有限会社の履歴事項全部証明書によると、申立人は、昭和59年8月1日から同社の取締役として登記されていることが確認できるが、同僚16人に照会し、回答のあった8人のうち7人が、給与計算及び社会保険事務手続は事業主が行っていた旨の供述をしている上、事業主は、「年金記録の訂正は自分一人の判断で行った。このことについて、事前にも事後にも、申立人には説明していない。」と証言していることから、申立人は、上記標準報酬月額に遡及訂正に関与していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、社会保険事務所において、これらの遡及訂正を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係

る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成7年3月から同年9月までは44万円、同年10月から9年3月までは47万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑨までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①から⑨までの標準賞与額に係る記録を平成15年12月10日は20万円、16年12月10日は29万2,000円、17年12月9日は28万5,000円、18年6月9日は16万9,000円、同年12月11日は27万8,000円、19年6月11日は22万2,000円、同年12月10日は35万円、20年6月10日は22万円、同年12月10日は32万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年12月9日
④ 平成18年6月9日
⑤ 平成18年12月11日
⑥ 平成19年6月11日
⑦ 平成19年12月10日
⑧ 平成20年6月10日
⑨ 平成20年12月10日

株式会社Aに勤務した期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたが、申立期間に係る賞与の納付記録が無い。当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑨までに係る賞与の記録が無いと申し立てているところ、申立人は、厚生年金保険料の控除を確認できる資料等を保管

していないものの、株式会社B銀行が提出した「口座取引明細書」から、申立期間①から⑨までについて、株式会社Aから賞与の支払を受けていることが確認できる上、オンライン記録に記載された標準報酬月額及び標準賞与額等から算定される平成15年から20年までの各年の社会保険料額とC市が提出した同期間の「源泉徴収票」に記載された各年の社会保険料額との間に差額があり、当該差額は、口座取引明細書において確認できる申立期間に係る賞与振込額から算定されたそれぞれの賞与に係る社会保険料額とほぼ一致することから、厚生年金保険料を申立期間①から⑨までに係る賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

株式会社Aの事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額については、同僚が提出した賞与明細書及び源泉徴収簿から、申立期間①及び⑦から⑨までは、支給された賞与額に見合う額であるが、申立期間②から⑥までは、平成15年度の法定料率により算定されたため、支給された賞与額に見合う額より低い額であることが確認できることから、申立期間①及び⑦から⑨までの標準賞与額については、口座取引明細書及び源泉徴収票により推認される賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間②から⑥までの標準賞与額については、口座取引明細書及び源泉徴収票により推認される厚生年金保険料控除額からそれぞれ認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①から⑨までの標準賞与額は、申立期間①は20万円、申立期間②は29万2,000円、申立期間③は28万5,000円、申立期間④は16万9,000円、申立期間⑤は27万8,000円、申立期間⑥は22万2,000円、申立期間⑦は35万円、申立期間⑧は22万円、申立期間⑨は32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は閉鎖されている上、事業主は既に亡くなっており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和43年6月21日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額記録を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和52年4月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額記録を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年6月21日から同年7月21日まで
② 昭和52年3月31日から同年4月1日まで

昭和42年4月21日から52年3月31日までの期間においてA株式会社で勤務した後に、関連会社のB株式会社に移籍した。厚生年金保険被保険者記録に申立期間①及び②が欠落している。申立期間①及び②については、継続して勤務していたので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の雇用保険の加入記録、C株式会社（A株式会社D工場の承継会社）の人事担当者及び複数の同僚の供述から、申立人は、A株式会社において継続して勤務し（昭和43年6月21日に同社D工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和 43 年 7 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、3 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主（A株式会社の本社を承継したE株式会社）は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②については、申立人の雇用保険の記録及び同僚の供述から、申立人は、昭和 52 年 4 月 1 日にA株式会社からB株式会社へ移籍したことが確認できる。

また、申立人と同様にA株式会社において昭和 52 年 3 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、B株式会社において同年 4 月 1 日に資格を取得していることが確認できる同僚から提出された給与明細書により、給与から申立期間②に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和 52 年 2 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、19 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主（A株式会社の本社を承継したE株式会社）は、不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないが、事業主が資格喪失日を昭和 52 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年10月1日まで

厚生労働省の記録によると、A株式会社における資格喪失日が昭和40年9月1日になっており、次のC株式会社における資格取得日が同年10月1日になっているため、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の空白がある。

申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、A株式会社及びその関連会社であるC株式会社に継続して勤務し（昭和40年10月1日にA株式会社からC株式会社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和40年8月の事業所別被保険者名簿の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人と同時期にA株式会社からC株式会社に異動した同僚数10人に同様な被保険者期間の欠落が見られることから、事業主の届出誤りが推測さ

れ、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和 40 年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年10月1日まで

厚生労働省の記録によると、A株式会社における資格喪失日が昭和40年9月1日になっており、次のC株式会社における資格取得日が同年10月1日になっているため、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の空白がある。

申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、A株式会社及びその関連会社であるC株式会社に継続して勤務し（昭和40年10月1日にA株式会社からC株式会社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和40年8月の事業所別被保険者名簿の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人と同時期にA株式会社からC株式会社に異動した同僚数10人に同様な被保険者期間の欠落が見られることから、事業主の届出誤りが推測さ

れ、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和 40 年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日の記録を昭和43年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月31日から同年6月1日まで

厚生労働省の記録によると、A株式会社B工場における資格喪失日が昭和43年5月31日になっており、次のA株式会社C事業所における資格取得日が同年6月1日になっているため、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の空白がある。

申立期間も継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び事業主の回答から、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（昭和43年6月1日に同社B工場から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場における昭和43年4月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険料を納付したかについては不明としている

が、事業主が資格喪失日を昭和 43 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難い上、申立人と同日に異動した者のうち記録が確認できる者 20 数人の資格喪失日も同年 5 月 31 日となっていることから、事業主が同年 5 月 31 日を資格喪失日として届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年10月1日まで

私は昭和38年にA株式会社に入社し、その後、40年9月1日付けでC株式会社勤務を命じられた。関連会社への異動はあったものの、平成13年に退職するまで継続して勤務していたので、厚生年金保険の記録に空白期間があることに納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る人事記録から、申立人は、申立期間も含めて、A株式会社及びその関連会社であるC株式会社に継続して勤務し（A株式会社からC株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は、昭和40年9月1日付けでC株式会社への異動命令を受けているところ、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年10月1日であることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和40年8月の事業所別被保険者名簿の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人と同時期にA株式会社からC株式会社に異動した同僚数 10 人に同様な被保険者期間の欠落が見られることから、事業主の届出誤りが推測され、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和 40 年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年10月1日まで

私は、昭和32年4月にA株式会社に入社してから、平成14年5月に同社を退社するまで関連会社への異動はあったものの継続して勤務していた。申立期間もCに勤務しており、ちょうどその頃、社名が変更になった時期であるが、厚生年金保険の記録に空白期間があることに納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、A株式会社及びその関連会社であるD株式会社に継続して勤務し（昭和40年10月1日にA株式会社からD株式会社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和40年8月の事業所別被保険者名簿の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人と同時期にA株式会社からD株式会社に異動した同僚数10人に同様な被保険者期間の欠落が見られることから、事業主の届出誤りが推測さ

れ、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和 40 年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年10月1日まで

私は、昭和36年3月にA株式会社に入社してから、48年12月16日に同社を退職するまで、継続して勤務していた。会社が分社化したことにより、申立期間中に事業所が変わったものの、同じ場所で同じCの仕事をしていた。申立期間も給与から厚生年金保険料も控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、A株式会社及びその関連会社であるD株式会社に継続して勤務し（昭和40年10月1日にA株式会社からD株式会社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和40年8月の事業所別被保険者名簿の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人と同時期にA株式会社からD株式会社に異動した同僚数10人に同様な被保険者期間の欠落が見られることから、事業主の届出誤りが推測され、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和40年9月

の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から45年3月まで
時期は明確でないが、A市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したので、納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は明確でないが、A市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和50年3月頃に払い出されたものと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、当委員会において、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される昭和50年3月頃は、第2回特例納付の実施時期であるが、申立人に係る国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿等において、申立人の国民年金の最初の資格取得日は45年4月1日であることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付に係る記憶が明確でなく、当時の状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 5039 (事案 4068 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年7月から53年3月まで

私は、昭和50年4月からA事業所に非常勤職員として勤務した以降、B区役所C出張所において国民年金の加入手続及びD郵便局において、48年7月から50年7月までの国民年金保険料を遡って納付し、それ以降も、3か月ごとに同郵便局において保険料を納付していた。

それにもかかわらず、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和56年4月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないこと、さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に当委員会においての決定に基づく平成23年3月9日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立人は、再度、当委員会の判断の理由に納得できないとして、申立内容を、「昭和50年4月からA事業所に非常勤職員として勤務した以降、B区役所C出張所において国民年金の加入手続を行い、その後、D郵便局において、48年7月から50年7月までの国民年金保険料を遡って納付し、それ以降も、3か月ごとに同郵便局において保険料を納付してい

た。」と変更し申し立てているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である上、申立人の国民年金手帳記号番号は、前述のとおり、昭和 56 年 4 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間当時、保険料を納付することが可能な経済力があつたことを示す資料として、預金通帳（写）を提示したが、当該資料は、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料ではない上、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、上記変更後の申述と同様に、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年1月から48年12月まで

私は、A市へ転入した昭和46年8月頃に、同市役所から「過去の未納期間もまとめて納付できますよ。」と言われたので、妻が国民年金の加入手続を行い、遡って保険料を一括納付した。そして、保険料を一括納付した後は、きちんと保険料を納付し続けていた。

申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市へ転入した昭和46年8月頃に、同市役所から国民年金保険料について、「過去の未納期間もまとめて納付できますよ。」と言われたので、その妻が国民年金の加入手続を行い、遡って保険料を一括納付したとしているが、申立人の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその妻は、加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でない上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和51年2月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳（旧台帳）によれば、昭和51年3月に49年1月から51年3月までの保険料を遡って一括納付し、同年4月からは国民年金保険料の口座振替納付が開始されたことが記録されている上、ほかに申立人が主張する申立期間の一括

納付の記録は確認できないことから、申立人は、当該期間の保険料納付と申立期間の保険料納付とを混同している可能性も否定できない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 11 日

日本年金機構から株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成 17 年 7 月の賞与の記録が欠落している可能性があるとの連絡を受けたところ、賞与等の振込口座には同社からの入金記録があるので、同年 7 月に賞与が支給されたと思うが、オンライン記録には当該賞与の記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人提出のB銀行総合口座（普通預金）・貯蓄預金通帳の写し（以下「通帳」という。）において株式会社Aから平成 17 年 7 月 11 日に 17 万 3,250 円の報酬が振り込まれていることから、同日に賞与が支給されたと思うとしているが、当該報酬は給与として振り込まれていることが確認できる上、通帳には申立期間を含め 17 年 1 月から同年 12 月までの 1 年間において毎月支払われる給与とは別に 6,300 円から 17 万 3,250 円が 8 回給与として振り込まれていることが確認できることから、厚生年金保険法では、年 3 回を超えて支給される報酬は賞与ではなく、毎月の報酬として標準報酬月額算定の基礎とするとされていることから、申立てに係る報酬については、賞与として毎月の給与から控除される厚生年金保険料とは別に保険料が控除されていたとは考え難い。

また、C市提出の申立人に係る所得照会回答証明書（平成 17 年分）に記載の社会保険料額は、申立人のオンライン記録により算定した厚生年金保険料を含む平成 17 年分の社会保険料の控除額とおおむね一致している。

さらに、株式会社Aは、現在、破産管財人の管理下にあるところ、同管財人は、申立てに係る関係資料は保存しておらず、また、申立期間当時の

事業主に照会したが、回答は得られなかったため、申立てに係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料控除の有無については不明としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる賞与支給明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 8 月 1 日から 11 年 9 月 30 日まで
厚生年金保険の記録では、平成 7 年 8 月から 11 年 8 月までの標準報酬月額が、会社で保存している標準報酬決定通知書などに記載された金額と大きく違っているため、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A 有限会社の代表取締役であったことが商業登記簿から確認できる。

また、オンライン記録から、A 有限会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 11 年 9 月 30 日）に、同日付けで、平成 7 年 8 月から 11 年 8 月までの 49 か月間の申立人の標準報酬月額について、遡って減額処理が行われていることが確認できる。

一方、申立人は、経理事務を担当していた妻が、申立期間当時に社会保険事務所（当時）から保険料の督促を受けていたことを聞いていたので、会社が保険料を滞納していたことを知っていたと申述をしている上、妻から、会社を厚生年金保険の制度から脱退させること、及び申立人の年金を下げることで滞納した保険料の清算をすることについて相談を受け、これに同意して当該事務に係る手続を妻に任せたとしている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A 有限会社の代表取締役として、自ら標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から 31 年 9 月 1 日まで
A事業所に昭和 27 年 4 月 1 日から勤務していたのに、厚生労働省の記録によると、厚生年金保険の資格取得日が 31 年 9 月 1 日になっている。
確かに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人は、同社に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、複数の同僚は、自身の入社日と厚生年金保険の資格取得日は一致していないとしている上、オンライン記録によると、当該同僚の供述のとおり、厚生年金保険の資格を取得するまでに数年間の期間があることが確認できる。

また、申立期間に係るA事業所の事業所別被保険者名簿によると、申立人が記憶している複数の同僚のうち、申立人が同じ学校出身で一緒に入社したとしている者を含む5人は同社における被保険者記録が見当たらない。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びA事業所の事業所別被保険者名簿における申立人の資格取得日は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立期間当時の事業主には連絡が取れず、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い上、同僚からも申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について具体的な資料及び供述等を得られないなど、

申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月中旬から 37 年 4 月中旬まで
株式会社Aが経営していたBにC職として、昭和 34 年 4 月中旬頃から 37 年 4 月中旬頃まで勤務していたのに、厚生労働省の記録によると、厚生年金保険の被保険者記録が無い。
会社から厚生年金保険被保険者証を受け取った記憶があり、確かに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人は、同社が経営していたBに勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、株式会社Aに係る適用事業所名簿によると、同社は、昭和 36 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち 34 年 4 月中旬から 36 年 7 月 31 日までの期間について、同社は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人と同様に適用事業所となる前の株式会社Aが経営するBで勤務し、申立人と同じ仕事内容だったとしている複数の同僚のオンライン記録によると、その厚生年金保険被保険者資格取得日は、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所となった日ではなく、厚生年金保険の資格を取得するまでに約半年から数年間の期間があることが確認できる。

さらに、株式会社Aに係る昭和 36 年 8 月 1 日から 37 年 4 月頃までの健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、整理番号が連番になっており欠番も無い。

加えて、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、株式会社Aが厚

生年金保険の適用事業所ではなくなった際の元事業主も、申立人に係る資料等を保管していないとしている上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、同僚からも申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について具体的な資料及び供述等を得られないなど、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成 2 年 5 月まで
昭和 55 年頃から A 事業所（現在は、B 事業所）に勤務し、61 年 4 月から同事業所において厚生年金保険に加入し、給与から保険料が控除されていたと思う。申立期間の記録が無いので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によれば、申立人は、昭和 58 年 1 月 1 日から平成 2 年 5 月 7 日までの加入記録が確認できることから、申立期間において A 事業所で勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間より後の平成 2 年 7 月 1 日であったことがオンライン記録で確認できる。

また、事業主は「申立人は、常勤職員として勤務していたが、平成 2 年 5 月に退職した。なお、A 事業所は同年 1 月に B 事業所として法人化し、申立人が退職した後の同年 7 月に厚生年金保険の適用事業所となった。申立人が勤務していた時期は適用事業所ではなかったため、申立人に係る厚生年金保険料の控除及び納付は行っていなかった。」と供述している上、複数の同僚も「厚生年金保険に加入したのは、同年 7 月からで、それまでは自身で国民年金に加入しており、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、申立期間において、申立人は、国民年金に加入しており、保険料は納付済みとなっていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無

い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。